

猫の適正飼養についてのお願い

市には、猫のことでお困りの市民の方から、日々、たくさんのご相談が入っております。あなたのかわいがっている猫が、地域の人に愛されるよう、適正に飼養しましょう。



飼い主のいない猫（野良猫）について

飼い主のいない猫に給餌をしている人は次の点を心がけてください。



① 不妊去勢手術を受けさせましょう

猫は、生後半年頃から繁殖可能となり、年に2～3回、一度で2～6匹出産します。かわいいから、お腹を空かせてかわいそうだから…とエサをあげていると、あっという間に数が増えてしまいます。不幸な命を増やさないためにも、給餌している猫には、不妊去勢手術を受けさせましょう。（生後3ヶ月頃から、不妊去勢手術の実施が可能です。獣医師の判断に従ってください。）
また、手術をした場合には、目印として耳先をV字にカットすることが有効です。



※茅ヶ崎市では、飼い主のいない猫対策として、市民活動団体と協働で『飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理普及啓発事業』を行っています。
不妊去勢手術の実施についてお困りの場合は、保健所衛生課までご連絡ください。

② 適正飼養に努めましょう

飼い主のいない猫（野良猫）にエサをあげる場合は、給餌する場所、時間を決め、置き餌はせずに食べ終わったらさげるようにしましょう。
また、近隣に糞尿被害を出さないためにも、給餌をしている猫のトイレを用意し、近隣の掃除をしましょう。



飼い猫について

猫を飼っている人は次の点を心がけてください。



① 室内で飼いましょう

飼い猫は法令で屋内飼育が推奨されています。近隣への糞尿被害やいたずらの防止、猫同士での病気の感染や、交通事故、迷子などの危険から猫自身を守るために室内で飼いましょう。

屋外に出してしまう場合は…

② 不妊去勢手術を受けさせましょう

猫は、年に2～3回出産します。望まない繁殖を防ぐためにも、不妊去勢手術を受けさせましょう。



③ ふんは、飼い主が責任をもって始末しましょう

猫はやわらかい土や砂場、落ち葉がたまっているところなどにふんをする習性があります。自宅に猫用のトイレを設置し、近隣にふん尿被害が出ないように、トイレのしつけをしましょう。



④ 首輪と迷子札をつけましょう

飼い猫は、身元表示が法令で努力義務となっています。迷子や災害時などにも備え、飼い猫であることがわかるように、首輪と迷子札をつけましょう。



【お問い合わせ先】茅ヶ崎市保健所 衛生課 環境衛生担当
電話 0467-38-3317（直通）